

第15条 研究成果の学術発表

- (1) 研究成果は学会、シンポジウム、学会誌等への発表により公開してください。
- (2) 研究成果を学会誌、学術刊行誌等に寄稿する場合は、この研究が一般社団法人日本損害保険協会（英文名称：The General Insurance Association of Japan）の助成によりなされたことを明記の上、その写しを事務局宛に提出してください。

第16条 助成金の使途と報告

助成金は第12条に定める経費以外の用途に使用する事は出来ません。また、助成金使途報告書を作成し、研究報告書と共に事務局宛提出してください。

第17条 助成金受領者の義務

- (1) 研究計画の変更を行うときは、予め選考委員会の承認を受けなければなりません。
- (2) 事務局より研究の進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告してください。
- (3) 研究を中止する場合、事前の承認を受けずに研究計画を変更する場合や所定期間内に研究報告書が提出されない場合など本実施要領の規定に違反する行為があった場合、その他助成の趣旨に反すると当協会が判断した場合は、助成金を返還していただくことがあります。

第18条 個人情報の利用目的

当協会は、本一般研究助成の募集により取得した個人情報は、研究助成選考の目的に限って利用します。この目的に必要な範囲を超えて利用せず、また、選考委員以外の第三者に提供しません。

第19条 事務局の設置と職務

本事業の事務局は一般社団法人 日本損害保険協会・医研センター内におき、次の職務を行うこととします。

- (1) 公募手続きに関する一切の業務
- (2) 選考委員会の招集および運営に関する業務
- (3) 助成金交付者への通知および研究進捗状況の管理に関する業務
- (4) その他、本事業の実施に係わる事項で本要領に記載のない関連業務

以上

交通事故医療に関する一般研究助成募集

実施要領

2016年度

一般社団法人 日本損害保険協会

事務局 一般社団法人 日本損害保険協会 医研センター

〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町2丁目105番地ワテラスアネックス8階

TEL 03-3255-1369 FAX 03-3255-1227

<http://www.sonpo.or.jp>

交通事故医療に関する一般研究助成実施要領

第1条 助成事業の目的

本事業は、交通事故医療の研究に携わる医師等の研究者への援助を通じて、医療の進歩発展に寄与し、交通事故被害者のより速やかな社会復帰を促進することを目的とします。

第2条 助成の対象

本助成の対象は交通事故医療に関する臨床的研究とします。

第3条 応募資格

申請者は、交通外傷に携わる医師等の研究者（個人またはグループ）とします。応募にあたっては、研究の内容を承知している所属長の推薦を受けてください。

第4条 募集の時期

2016年5月1日から同年6月15日とします。（最終日の消印まで有効）

第5条 募集の方法

一般公募とします。

第6条 助成額および助成件数

- (1) 助成金の総額———3,400万円
- (2) 助成金の1件当たりの額———原則100万円
- (3) 助成件数———34件程度

第7条 応募の方法

一般社団法人 日本損害保険協会研究助成のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp/exam/kenkyujyosei/>）に掲載されている日本損害保険協会「交通事故医療に関する一般研究助成申請書（様式B）」をダウンロードし、申請者が所定の事項に記入・押印し、推薦者が押印の上、事務局宛に郵送ください。
※同じ研究テーマにて一般研究助成と特定課題研究助成の両者に応募することはできません。

第8条 選考方法

当協会が委嘱した学識経験者による選考委員会において決定します。

第9条 選考委員会

選考委員会は下記の選考委員によって構成します。（五十音順・敬称略）

- 安 保 雅 博（東京慈恵会医科大学教授）
- 有 賀 徹（昭和大学医学部教授）
- 出 江 紳 一（東北大学大学院医工学研究科教授）
- 岡 野 栄 之（慶應義塾大学医学部教授）
- 齋 藤 知 行（横浜市立大学医学部教授）
- 戸 山 芳 昭（慶應義塾大学名誉教授）
- 山 浦 晶（千葉大学名誉教授）
- 吉 井 宏（済生会神奈川県病院院長）

第10条 採否の通知

採否の結果は、選考委員会による決定を経て、当協会が文書にて応募者全員に2016年9月15日までに通知します。ただし、合否の理由につきましては一切通知しません。

第11条 助成金の交付

助成金は、採用にかかる書類手続き等が終了後、原則1ヵ月以内に交付します。

第12条 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は研究に要する機器備品（パソコンなど汎用性のある機器は除く）の購入費（賃借料含む）、交通費（定例的な学会出張交通費は除く。ただし、当該研究の発表者として参加する場合はこの限りではない。）、図書・資料の購入費、材料・消耗品費、本人・共同研究者以外の者に対する謝金など研究に必要な経費、とします。

第13条 研究期間

原則として、助成金の交付日より1年間とします。

第14条 研究成果の報告

- (1) 助成を受けた研究者は、研究期間終了後、1ヵ月以内に研究成果を報告書にまとめ、抄録を付して事務局に提出してください。
- (2) 研究報告書は、①目的と方法、②結果、③考察、④結論の各項目別に記載し、参考文献を列記して5千字以上1万字以内でA4版にて作成してください。
- (3) 研究報告書または抄録は当協会の発行する刊行誌に掲載されることがあります。また、当協会の医研センターが開催するセミナーにおいて発表を依頼することがあります。
- (4) 協会に提出された研究論文等の著作権は研究者に帰属します。

第15条 研究成果の学術発表

- (1) 研究成果は学会、シンポジウム、学会誌等への発表により公開してください。
- (2) 研究成果を学会誌、学術刊行誌等に寄稿する場合は、この研究が一般社団法人日本損害保険協会(英文名称:The General Insurance Association of Japan)の助成によりなされたことを明記の上、その写しを事務局宛に提出してください。

第16条 助成金の使途と報告

助成金は第12条に定める経費以外の用途に使用する事は出来ません。また、助成金使途報告書を作成し、研究報告書と共に事務局宛提出してください。

第17条 助成金受領者の義務

- (1) 研究計画の変更を行うときは、予め選考委員会の承認を受けなければなりません。
- (2) 事務局より研究の進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告してください。
- (3) 研究を中止する場合、事前の承認を受けずに研究計画を変更する場合や所定期間内に研究報告書が提出されない場合など本実施要領の規定に違反する行為があった場合、その他助成の趣旨に反すると当協会が判断した場合は、助成金を返還していただくことがあります。

第18条 個人情報利用目的

当協会は、本特定課題研究助成の募集により取得した個人情報は、研究助成選考の目的に限って利用します。この目的に必要な範囲を超えて利用せず、また、選考委員以外の第三者に提供しません。

第19条 事務局の設置と職務

本事業の事務局は一般社団法人 日本損害保険協会・医研センター内におき、次の職務を行うこととします。

- (1) 公募手続きに関する一切の業務
- (2) 選考委員会の招集および運営に関する業務
- (3) 助成金交付者への通知および研究進捗状況の管理に関する業務
- (4) その他、本事業の実施に係わる事項で本要領に記載のない関連業務

以上

交通事故医療特定課題研究助成募集

実施要領

2016年度

一般社団法人 日本損害保険協会

事務局 一般社団法人 日本損害保険協会 医研センター

〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町2丁目105番地ワテラスアネックス8階

TEL 03-3255-1369 FAX 03-3255-1227

<http://www.sonpo.or.jp>

交通事故医療特定課題研究助成実施要領

第1条 助成事業の目的

本事業は、交通事故医療の研究に携わる医師等の研究者への援助を通じて、医療の進歩発展に寄与し、交通事故被害者のより速やかな社会復帰を促進することを目的とします。

第2条 助成の対象

2016年度の本助成の対象は交通事故医療にかかる下記の研究課題に関する研究とします。

①軟部組織損傷の効果的な治療に係る最新研究

課題の趣旨：交通事故外傷等により損傷した筋、腱(板)、靭帯、軟骨等の軟部組織が十分に修復せず、あるいは疼痛が残り苦しむ患者が少なくない。このような問題に治療効果の期待できる最新研究が望まれる。

②脊髄損傷における可塑性の評価

課題の趣旨：交通事故等による脊髄損傷の予後をより正確に予測することは、治療を進めるうえで重要な課題である。画像検査の他、様々な方法により研究が進められてきたが未だ困難であり、さらなる斬新な研究を求める。

③高次脳機能障害のリハビリテーションに係る研究

課題の趣旨：交通事故外傷後の高次脳機能障害者の救済が社会的に大きな問題になっており、機能回復を求めて多くの研究者が取り組んでいる。効果的なリハビリテーションについての最新研究を広く求める。

第3条 応募資格

申請者は、交通外傷に携わる医師等の研究者とします。

応募にあたっては、研究を統括する責任者が研究代表者として申請してください。

第4条 募集の時期

2016年5月1日から同年6月15日とします。(最終日の消印まで有効)

第5条 募集の方法

一般公募とします。

第6条 助成額および助成件数

- (1) 助成金の総額 3,000万円
- (2) 助成金の1件当たりの額 原則300万円～500万円
- (3) 助成件数 各課題計 6～9件程度

第7条 応募の方法

一般社団法人 日本損害保険協会研究助成のホームページ

(<http://www.sonpo.or.jp/exam/kenkyujyosei/>)に掲載されている日本損害保険協会「交通事故医療特定課題研究助成申請書(様式A)」をダウンロードし、研究代表者が所定の事項に記入・押印の上、事務局宛に郵送ください。

※同じ研究テーマにて特定課題研究助成と一般研究助成の両者に応募することはできません。

第8条 選考方法

当協会が委嘱した学識経験者による選考委員会において決定します。

第9条 選考委員会

選考委員会は下記の選考委員によって構成します。(五十音順・敬称略)

- 安 保 雅 博 (東京慈恵会医科大学教授)
- 有 賀 徹 (昭和大学医学部教授)
- 出 江 紳 一 (東北大学大学院医工学研究科教授)
- 岡 野 栄 之 (慶應義塾大学医学部教授)
- 齋 藤 知 行 (横浜市立大学医学部教授)
- 戸 山 芳 昭 (慶應義塾大学名誉教授)
- 山 浦 晶 (千葉大学名誉教授)
- 吉 井 宏 (済生会神奈川県病院院長)

第10条 採否の通知

採否の結果は、選考委員会による決定を経て、当協会が文書にて応募者全員に2016年9月15日までに通知します。ただし、合否の理由につきましては一切通知しません。

第11条 助成金の交付

助成金は、採用にかかる書類手続き等が終了後、原則1ヵ月以内に交付します。

第12条 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は研究に要する機器備品(パソコンなど汎用性のある機器は除く)の購入費(賃借料含む)、交通費(定例的な学会出張交通費は除く。ただし、当該研究の発表者として参加する場合はこの限りではない。)、図書・資料の購入費、材料・消耗品費、本人・共同研究者以外の者に対する謝金など研究に必要な経費、とします。

第13条 研究期間

原則として、助成金の交付日より2年間とします。

第14条 研究成果の報告

- (1) (中間報告)助成を受けた研究者は、研究期間1年を経過した時点で、速やかに期間中の研究経過・成果および助成金の費消状況を中間報告書にまとめ事務局に提出してください。
- (2) (最終報告)研究期間終了後、1ヵ月以内に研究成果を報告書にまとめ、抄録を付して事務局に提出してください。研究報告書は、①目的と方法、②結果、③考察、④結論の各項目別に記載し、参考文献を列記して5千字以上1万字以内でA4版にて作成してください。
- (3) 研究報告書または抄録は当協会の発行する刊行誌に掲載されることがあります。また、当協会の医研センターが開催するセミナーにおいて発表を依頼することがあります。
- (4) 当協会に提出された研究論文等の著作権は研究者に帰属します。